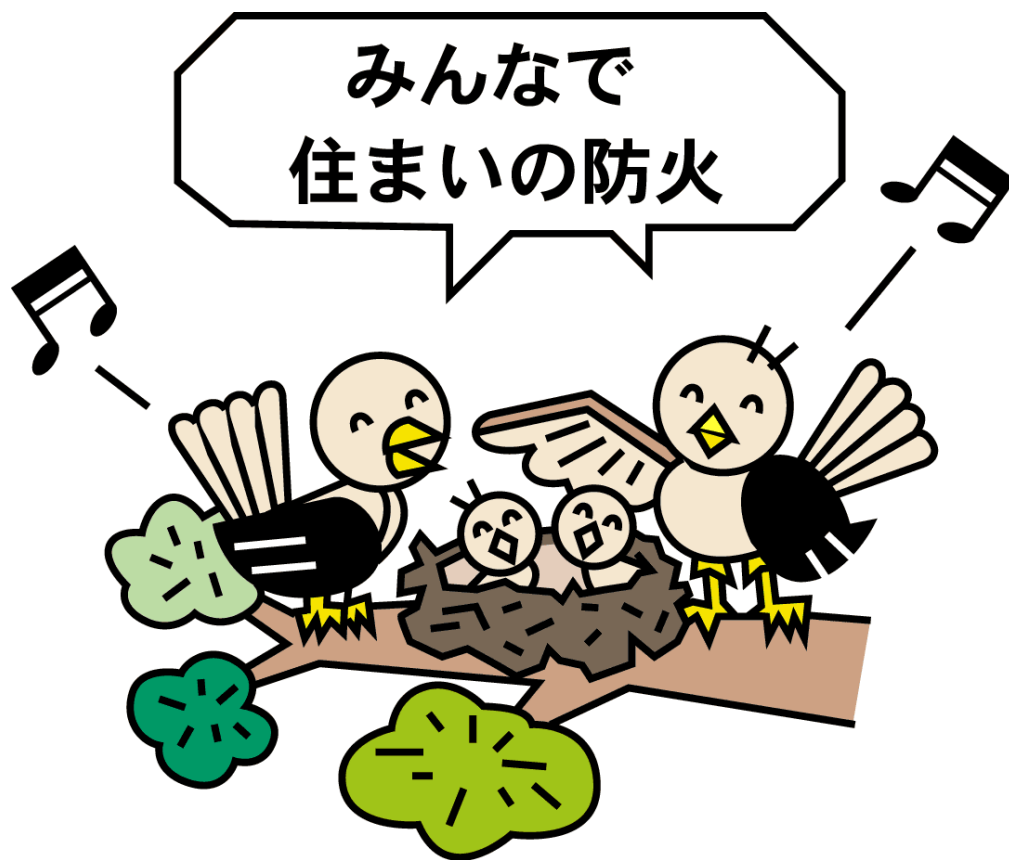


# 住宅用火災警報器 共同購入のためのアドバイス



高槻市火災予防協会

平成20年 6月 1日作成

## 1 ご挨拶

高槻市火災予防協会は、「災害のない明るいまち高槻」をめざし、自主防火防災の推進団体として、昭和24年に市内事業所の相互協力で発足しました。

現在では300以上の事業所が加入され、消防防災行政機関や会員相互の連携を密にし、各事業所における防災保安体制の充実に寄与しています。

当協会では、平成20年6月に住宅火災による死者の低減をめざした住宅用火災警報器の設置促進事業として、「住宅用火災警報器の共同購入のためのアドバイス」を作製いたしました。

しかし、新築住宅の住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過し、住宅用火災警報器の適切な維持管理が必要となり、電池切れ等により火災時に作動しなくなることが懸念されることから、定期的な点検の実施、故障した本体の交換や老朽化した本体の交換が必要であることから、マニュアルを更新し共同購入をさらに推進していきたいと考えます。

このことから市民の皆様が住宅用火災警報器の交換等で共同購入を計画される場合の一助になれば幸いです。（高槻市火災予防協会会長）

## 2 共同購入とは

町内会や自治会、ご近所など一定の地域ごとに、まとめて住宅用火災警報器を購入することによって、安心して比較的安価で住宅用火災警報器を購入し、設置していただくことができます。

また、悪質訪問販売の対策にも有効です。

住宅用火災警報器の共同購入にあたっては、個人で購入する場合と同様に、購入者が自由に販売店を選択できるものであり、市内・市外を問わず、どこの取扱店からでも購入することができます。

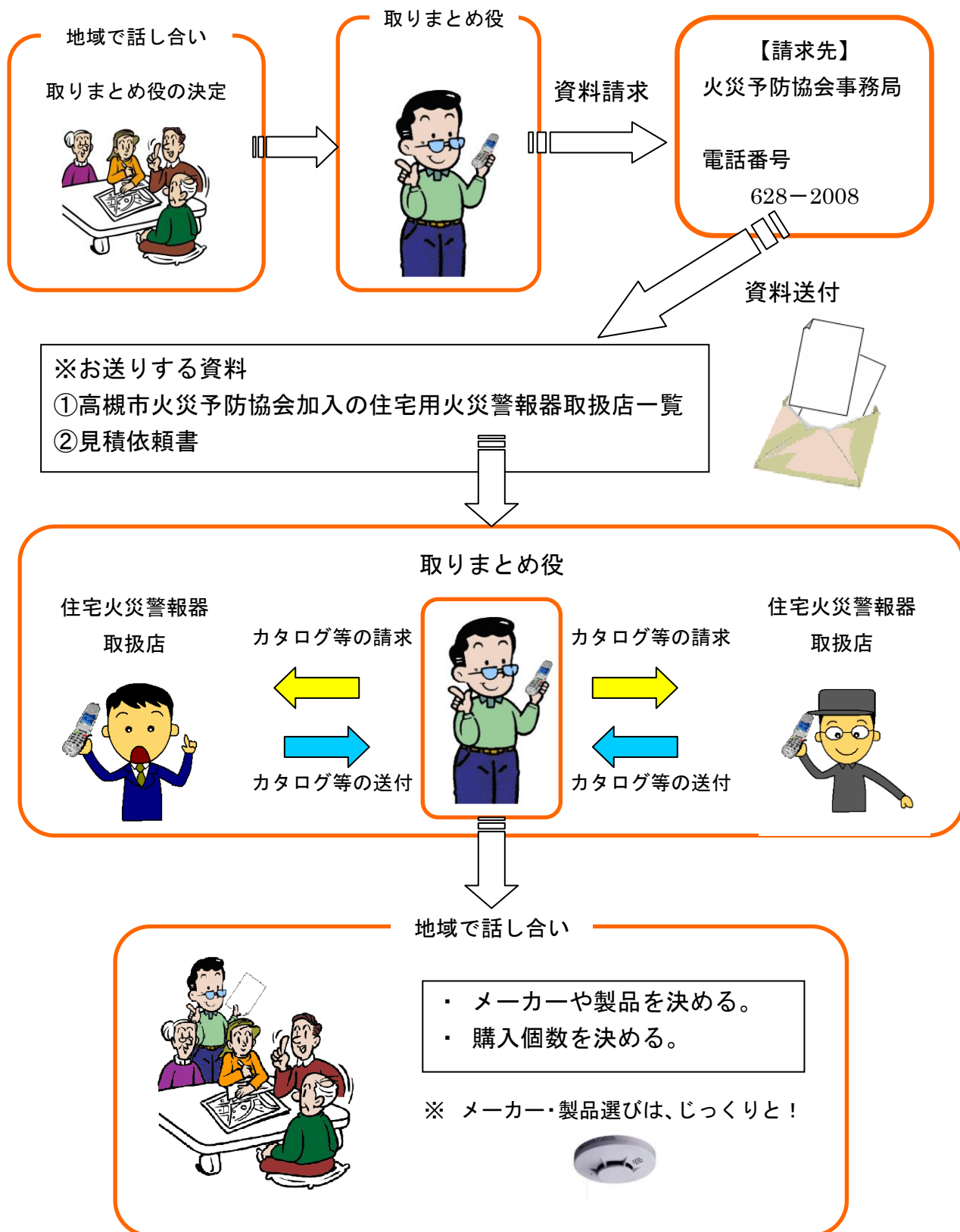
高槻市火災予防協会では、共同購入を考えておられる皆さんのために、安心して住宅用火災警報器を購入していただくことができるよう、高槻市火災予防協会に加入している住宅用火災警報器取扱店をご紹介します。

## 3 共同購入のメリット

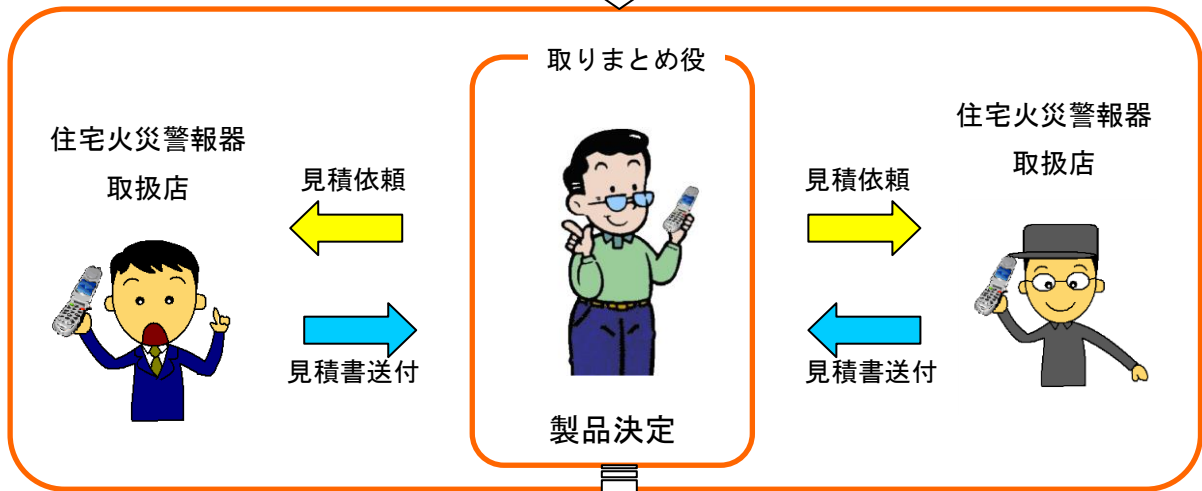
- (1) 各家庭での機種選定、購入などの手間を省くことができます。
- (2) ある程度の個数をまとめて購入することによって、価格の低減を図ることができます。

- (3) まとまって設置するため、悪質訪問販売の予防対策に効果的です。
- (4) まとまって設置するため、電池等の交換時期が把握できます。

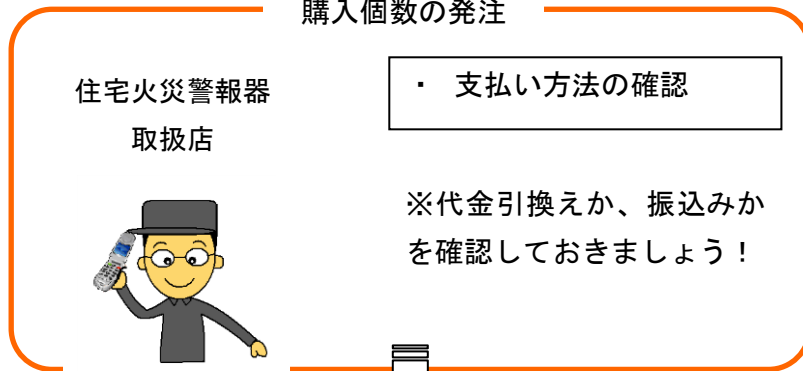
#### 4 住宅用火災警報器の設置までの流れ（イメージ）



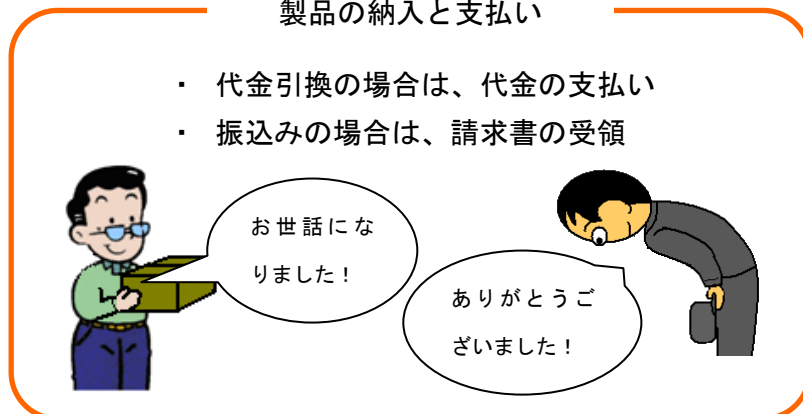
※次ページへ  
※前ページから

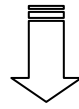


### 購入個数の発注

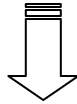


### 製品の納入と支払い

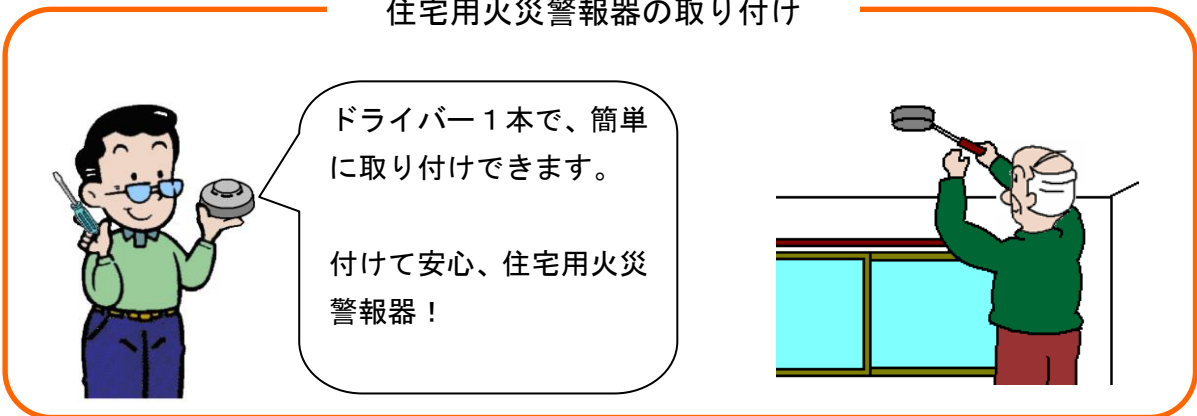




※次ページへ  
※前ページから



### 住宅用火災警報器の取り付け



## 5 共同購入にあたっての交渉のポイント

### (1) 資料請求のポイント

- 資料請求の段階では、比較検討のためにも、複数の製品について資料請求をするようにしましょう。
- 必要なパンフレットの部数やサンプルの個数を伝え、提供してもらえるようかどうか確認しておきましょう。

### (2) 問い合わせ先について

- 高槻市火災予防協会の加入店一覧を参考にさせていただくか、直接メーカーなどに問い合わせてください。(当協会加入店には、事前に皆様からのご相談に対応していただけるよう、ご協力をいただいています。)

### (3) 製品選びのポイント

- 「検定マーク」のついた製品を選びましょう。
- 取り付けが簡単な、電池式のものにしましょう。
- 皆さんで話し合っ、1つの機種に絞り込んだほうが、製品にバラツキがなく、電池の寿命なども把握しやすくなります。

### (4) 相談・交渉の際に確認するポイント

- 1個あたりの価格がいくらぐらいになるか。
- どれぐらいの値引きがあるか。

○契約の項目や内容はどうなっているか。

- ・ 契約の成立時期、契約の有効期間
- ・ 商品の引渡し場所
- ・ 契約の相手、対象者など（団体名で契約しましょう。）
- ・ 支払いの方法、支払いの時期、保障の内容、契約解除

○取り付けの希望に応じてくれるかどうか。取り付けの費用も確認しましょう。

（５）注文の際のポイント

○受け取り場所はどこにするか。

○取り付けを希望する場合は、注文するときをお願いしましょう。

（６）受け取り時のポイント

○注文した個数と届いた個数に間違いがないか、確認しましょう。

○届いた商品に破損がないか確認しましょう。

（７）支払い時のポイント

○できるだけ代金引換で速やかに支払いを済ませましょう。

○領収書は、内容を確認してから受け取るようにしましょう。

（８）集金にも工夫を！

○取りまとめ役の方に集金していただくのは大きな負担となり、リスクも伴います。注文個数が多い場合は、最寄の銀行に相談し、銀行の集金システムを利用するのも一つの方法です。

※ 購入後に不具合が見つかったり、わからないことが出てくる場合もあります。こうした場合の問い合わせやアフターサービスについて、契約前によく確認しておく、後々のトラブルを防止することができます。

## 共同購入についての問い合わせ先

〒569-0067

高槻市桃園町4番30号

高槻市火災予防協会事務局（高槻市消防本部予防課内）

TEL (072-628-2008)

FAX (072-628-2008)